

須高衛生センター「防災備蓄倉庫」の貸出しについて

須高行政事務組合(以下「組合」といいます。)では、須高衛生センター内に整備した「防災備蓄倉庫」の空きスペースを、業務に支障の無い範囲で地域の皆様に使用していただいております。(行政財産の目的外使用となります。)

使用にあたっての手続き、注意事項等は次のとおりです。

1 使用できる施設

(1) 西棟 1 階 防災備蓄倉庫 (2) 東棟 2 階 防災備蓄倉庫

■西棟 1 階備蓄倉庫の使用を希望される場合は、あらかじめ組合にご相談ください。

2 使用できる用途

地域の皆様に組合が使用を許可する用途は次のとおりです。

(1) 地域の自治会、文化サークルその他の団体または個人が、文化サークル活動その他の地域活動のため、時間を単位として使用するとき

(2) 明らかに一時的又は時限的な使用であり、かつ設置物の撤去及び現状回復が容易であると認められる用途に供する場合

■使用できるのは、構成する者の過半数が須坂市、長野市(若穂地区)、小布施町及び高山村に在住・在学・在勤している団体等です。

■暴力団及び暴力団員である者は使用できません。

3 使用するとき

原則として使用希望日の1週間前までに「須高衛生センター防災備蓄倉庫目的外使用許可申請書」を組合に提出してください。(1週間前が組合の営業日でない場合はその前日)

組合で審査し、ご使用いただける場合は、使用許可書を交付します。

■1回の申請で6か月先までの使用申請が可能です。

4 使用できる日・時間

平日 午後 5 時から午後 9 時 30 分まで

土曜日 午後 1 時から午後 9 時 30 分まで

日曜日及び祝日 午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで

■土曜日午前中の使用を希望する場合は、組合にご相談ください。

■12月29日から翌年1月3日は使用できません。

5 使用料

西棟・東棟ともに 30 分 100 円

(30分に満たない場合は30分とみなします。)

■午後 5 時から午後 7 時 45 分まで使用した場合は、2 時間45分の使用ですが、使用料は 600 円となります。

■使用後に組合が発行する納付書により、金融機関でお支払いください。

6 使用日の変更・キャンセル・追加について

使用を許可された日時を変更、キャンセルする場合、また、許可された期間内で使用日を追加したい場合は、事務の都合上、遅くとも使用希望日の3日前までに組合へ連絡してください。
(3日前が組合の営業日でない場合はその前日)

■連絡は e メールをお願いします。

7 入口の開錠・施錠

入口の鍵は、キーボックスから取り出し開錠してください。

施設使用後は、施錠後、鍵をキーボックスに入れダイヤルを回してください。

■ダイヤルの暗証番号は使用者(団体の代表者)へ e メールでお知らせします。

■暗証番号は毎月変更します。

8 使用に当たっての禁止事項

- (1) 使用を認める範囲以外の区域への立ち入り
- (2) 組合の許可を得ずに行う、火気の使用、喫煙及び飲酒
- (3) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがある行為
- (4) 施設及び備品等を破損し、又は滅失するおそれがある行為
- (5) その他、組合の業務に支障が生じるおそれのある行為

9 使用許可を取消す場合

使用許可期間中でも次のときは、ただちに使用許可を取消します。

- (1) 施設を公用または公共用のために必要とするとき
- (2) 偽りその他不正な手段により許可を受けた事実が明らかになったとき
- (3) 管理又は運営上支障があると認められるとき
- (4) 許可書に記載された許可条件が守られなかったとき

■組合は、取消しによって生じた使用者の損失について補償しません。

◇須高行政事務組合の営業日

平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12 月 29 日から 1 月 3 日)は休日です。)

◇問い合わせ

須高行政事務組合

電話 026-245-1173

FAX 026-245-1190

Eメール sukougousei@stvnet.home.ne.jp